地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、県内の医師不足が深刻な小規模病院等への診療支援を促進させるため、医師等の確保・養成及び小規模病院等への医師派遣等を行う地域の中核的な病院に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第９号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「地域医療人材拠点病院」とは、次の各号に掲げる基準をすべて満たす病院であって、知事が指定したものをいう。

(1) 後期研修１年目から３年目までの医師が概ね10名以上在籍していること。なお、大学等との共通プログラムにより在籍している者を含む。

(2) 病床総数が概ね400床以上であること、又は常勤医師が概ね70名以上在籍していること。

２　この要綱において「準地域医療人材拠点病院」とは、次の各号に掲げる基準をすべて満たす病院であって、知事が指定したものをいう。

(1) 当該病院が所在する二次医療圏内に、地域医療人材拠点病院がないこと。

(2) 医師法第16条の２（昭和23年法律第201号）で定める臨床研修病院に指定されていること。

３　この要綱において「拠点病院」とは、地域医療人材拠点病院又は準地域医療人材拠点病院をいう。

４　この要綱において「小規模病院等」とは、病床総数が概ね200床以下、又は常勤医師が概ね30名以下の病院又は診療所であって、医師不足が深刻なものとして知事が認めるものをいう。

（補助の交付の対象及び交付要件）

第３条　この補助金の交付の対象は、拠点病院が実施する次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 医師や研修医の確保や養成に係る取組

(2) 小規模病院等への医師派遣等

２　拠点病院は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助事業を全て実施しなければならない。

（補助金の額の算定方法）

第４条　この補助金の額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表１の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

(2) 別表２の第１欄に定める派遣形態に応じた第２欄に定める加算額と、第３欄に定める派遣による損失相当額とを比較して少ない方の額に第４欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定に当たっては、次に掲げる医師の派遣及び他の補助金の対象となっている診療支援は、対象外とする。

ア　長野県医学生修学資金及び研修医研修資金の貸与を受けた義務年限中の医師

イ　自治医科大学卒業の義務年限中の医師

ウ　臨床研修及び後期研修中の医師

(3) 別表３の第１欄に定める支援形態に応じた第２欄に定める加算額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

（交付申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 所要額調書（様式第３号）

(3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示した書類

２　前項の書類の提出期限は、別に定めるものとし、事業着手は４月１日とする。

３　補助事業者は、第１項に規定する申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第13条第１項又は第２項の規定による報告をするものとする。

（交付の条件）

第６条　次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、これを事業年度終了後５年間保管しておかなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第７条　前条第１号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 補助金額が変更前の２割以内の減額にとどまるとき。

(2) 補助事業の事業費の増減が、２割以内にとどまるとき。

（変更申請）

第８条　第６条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき　地域医療人材拠点病院支援事業内容変更承認申請書（様式第４号）

(2) 事業を中止又は廃止しようとするとき　地域医療人材拠点病院支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）

（実績報告）

第９条　この補助金の実績報告は、地域医療人材拠点病院支援事業補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 事業実績報告書（様式第７号）

(2) 所要額精算書（様式第８号）

(3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本

(4) その他参考となる書類

２　前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月 10 日のいずれか早い日とする。

（額の確定）

第 10 条　前条第１項の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第 11 条　補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付請求書（様式第９号）を知事に提出するものとする。

（拠点病院の指定）

第 12 条　拠点病院の指定を受けようとする者は、地域医療人材拠点病院指定申請書（様式第 10 号）を知事に提出するものとする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第 13 条　第５条第３項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第９条第１項に規定する実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金

額から減額して報告するものとする。

２　第５条第３項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 11 号）により速やかに知事に報告するものとし、この場合において、県は当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を納入させることがある。また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第 10 条の規定による補助事業の額の確定があった日の翌年６月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

（補則）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱の一部改正は、令和２年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱の一部改正は、令和３年３月１日から適用する。ただし、様式第９号についは同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱の一部改正は、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱の一部改正は、令和８年４月１日から適用する。

別表１（第４条第１号関係）

１　基準額	２　対象経費	３　補助率
2,500 千円	医師や研修医の確保や養成に係る以下の経費 ・　広報宣伝、募集経費 ・　学会、研修会等参加経費 ・　他医療機関への研修派遣経費（海外含む） ・　外部講師招聘経費 ・　指導医養成講習会経費 ・　処遇充実費 ・　幅広い診療能力（総合内科、総合診療科等）を有する医師の養成に要する経費 ・　その他医師等の確保・養成及び研修環境の整備等に必要な経費	10 分の 10 以内

別表２（第４条第２号関係）

１　派遣形態	２　加算額	３　派遣による損失相当額	４　補助率
下記以外の小規模病院等への医師派遣	15,000 円 ×小規模病院等への派遣日数（人・日）	当該病院における直近の決算数値により以下の式により算出される額 （（入院診療収益＋外来診療収益－（人件費（医療職）＋材料費＋その他の経費））／医師数（常勤＋非常勤）×１／派遣元病院の派遣年度における総診療日数）×派遣日数（日）	10 分の 10 以内
長野県医師確保計画上の医師少数区域以外の区域にある拠点病院から医師少数区域にある小規模病院等への医師派遣	30,000 円 ×小規模病院等への派遣日数（人・日）		

※加算額の合計額が 20 万円に満たない場合は、全額切り捨てる。

別表３（第４条第３号関係）

１　支援形態	２　加算額	３　補助率
拠点病院が、下記(1)の区域に所在する小規模病院等から、下記(2)に該当する診療科に関する専門的な相談を診療時間外に受けた場合において、当該拠点病院の待機医師が医療機関相互の取り決めに基づき行う診療支	5,000 円 ×対応件数（件）	10 分の 10 以内

援（ただし、待機医師は下記(2)を専攻又は専門とする者とし、待機のみの場合は補助対象外とする。）。 (1) 長野県医師確保計画上の医師少数区域に所在し、当該区域に病院数が１以下 (2) 専門的な医療を 24 時間提供することを想定しているが、その体制の維持が困難な状況にある診療科で、かつ、当該診療科の常勤医が１名以下		